

艦艇広報等における出入港支援役務に係る契約希望者募集要項（公募）

次の契約について公募を実施するので、参加を希望する者は、下記に基づき資料等を提出して下さい。

（公募実施権者）
分任支出負担行為担当官
舞鶴地方総監部経理部長
経理部長 西 川 康 彦

記

1 調達予定品目等

平成 28 年度、平成 29 年度及び平成 30 年度における舞鶴地方総監部防衛部が要求元である艦艇広報等に関する出入港支援役務（以下「役務」という。）

2 公募に応募できる者の資格

応募できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。

- （1）予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）（以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- （2）予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。
（3）海上自衛隊舞鶴地方総監部経理部長から又は防衛省としての指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
（4）経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者
（5）平成 28・29・30 年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」に係る競争参加資格を有する者又は経営の規模及び経営の状況がそれと同等であると認められる者
（6）本事業の履行能力を有する者
（7）本事業を効率的かつ、効果的に実施できる技術を有していること。
（8）本事業の遂行に必要な次の体制を有するか、契約履行時までには有することができる者
ア 港湾管理者に登録していること。

イ 当該役務の履行に関し、出入港予定港湾（別表）において、1,800馬力以上の能力を有する曳船を2隻以上、自社にて所有及び運用できること。

ウ 履行中の不具合発生時、迅速に対応可能であること。

(9) 下請企業への一部業務委託

当該事業の一部を下請企業に委託する場合は、委託させる業務に応じて、本項第6号から第8号を満たすこと。

3 参加表明

応募する者は、「参加表明書」（別紙）及び次に掲げる資料（以下「技術資料」という。）を提出しなければならない。ただし、前年度に同一の資料を提出した者で、本年度においても変更がない場合は、その旨の書面を提出することで資料の提出を省略することができる。

(1) 資格審査結果通知書（写し）

(2) 会社の財政状況・経営成績を証する書類（直近の決算期における有価証券報告書、監査報告書及び会計監査人設置会社にあつては、会計監査報告書並びに内部統制システム整備状況の概要）

(3) 本事業又は類似する事業を過去に受注した実績の一覧表（他省庁、他自治体の受注実績を含む。実績のない場合は、省略可）

(4) 前項に規定する役務及び体制・能力等を証明する書類（様式適宜）

(5) 下請企業に業務を一部委託する場合は、下請（予定）企業一覧表及び委託させる業務に応じて本項第3号及び第4号に規定する書類

4 技術資料提出の省略

前年度に同一資料を提出したもので、本年度の資料に変更がない又は部分的な変更のみである場合は、変更がない旨の書面又は変更となった部分を明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出することで、当該資料の提出を省略することができる。

また、他の公募実施権者が実施した同種の公募手続きにおける技術審査に合格している場合は、当該合格通知の写し及び合格時の技術資料と変更がない旨の書面をもって代えることができる。

5 参加表明書及び技術資料の提出先等

(1) 提出先

海上自衛隊舞鶴地方総監部経理部契約課審査係

〒625-0087

京都府舞鶴市字余部下1190番地

0773-62-2250（内線2255）

(2) 提出期間

28. 3. 9 (水) ～ 28. 3. 23 (水)

なお、上記の期間に係わらず新たに体制・設備が整った場合は応募することができる。ただし、希望する調達品目の調達に間に合わないことがある。

(3) 提出方法

直接持参又は郵送

なお、直接持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日、午前8時00分から午後4時45分まで。ただし、正午から午後1時までの時間を除く。

6 技術資料の審査等

(1) 技術資料の提出者は、技術審査を実施する部隊の担当者から提出資料について説明を求められた場合には、協力しなければならない。

(2) 技術資料の提出者は、技術審査を実施する部隊の担当者から設備等（下請企業の設備等を含む。）の調査のための協力依頼があった場合には、当該設備への立ち入りを含め調査に協力しなければならない。

7 審査結果の通知

資格審査資料及び技術資料を提出した者のうち、履行能力があり、競争に参加させることが適当と認められた者に対しては審査合格の通知を行う。その他の者に対しては審査不合格の通知を行う。

8 疑義の申立

(1) 審査結果に疑義のある者は、契約担当官等に対して、当該疑義の内容について、審査不合格通知を受理した日の翌日から起算して5日以内に書面をもって申し立てることができる。

ア 窓口：海上自衛隊舞鶴地方総監部経理部契約課審査係

〒625-0087

京都府舞鶴市字余部下1190番地

0773-62-2250（内線2255）

イ 時間：直接持参する場合は休日を除く毎日、午前8時00分から午後4時45分まで。ただし、正午から午後1時までの時間を除く。

(2) 契約担当官等は、疑義について説明を求められたときは、疑義の申立ての書面を受理した日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

(3) 疑義の再申立については、書面による回答を受理した日から3日（休日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、契約担当官等は、疑義の再申立の書面を受理した日の翌日から起算して3日（休日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

9 応募に当たっての留意事項

- (1) 応募者は、応募に当たり下記の各号について同意した上で応募するものとする。
 - ア 提出資料に虚偽の記載をした者は、契約の相手方としない。
 - イ 正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった又は妨害した者の応募は無効とする。
 - ウ 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することができる。
 - エ 資料等の作成、提出及び説明会への参加並びに業態調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。
 - オ 提出資料は、原則として返却しないものとする。
 - カ 提出資料は、他の目的には使用しない。
 - キ 提出資料に受注の可否に影響のある変更が生じた場合には、速やかに報告すること。
 - ク 当該調達品目については、公示時点で調達を予定しているものであり、今後必ず調達があることを保証するものではない。
- (2) 資料等の提出に当たっては、製本等、過剰な編てつ等は不要とする。

別 紙

(記入例)

舞鶴地方総監部経理部長 殿

○ ○ 株 式 会 社
代表取締役 ○○ ○○ 印

参 加 表 明 書 (舞監公示第 2 8 - 4 号)

標記について、下記のとおり応募します。

記

番号	寄 港 地	曳船の 隻数及び能力	備 考

- 添付書類： 1 資格審査結果通知書（写し）又は経営の規模及び経営の状況が
分かる資料
2 平成○○年○月期有価証券報告書及び監査報告書
3 技術資料

別 表

出 入 港 予 定 港 湾

番号	寄 港 地	所 在 地
1	秋田船川港秋田区	秋田県秋田市
2	秋田船川港船川区	秋田県男鹿市
3	能代港	秋田県能代市
4	酒田港	山形県酒田市
5	新潟港	新潟県新潟市
6	岩舟港	新潟県村上市
7	柏崎港	新潟県柏崎市
8	姫川港	新潟県糸川市
9	直江津港	新潟県上越市
1 0	伏木富山港富山区	富山県富山市
1 1	伏木富山港新湊区	富山県射水市
1 2	七尾港	石川県七尾市
1 3	金沢港	石川県金沢市
1 4	輪島港	石川県輪島市
1 5	福井港	福井県福井市
1 6	敦賀港	福井県敦賀市
1 7	鳥取港	鳥取県鳥取市
1 8	境港港	鳥取県境港市
1 9	河下港	島根県出雲市
2 0	浜田港	島根県浜田市